

老のものさと

昭和四十二年十月一日 畿行
岡山県都窪郡吉備町東町三五宇垣方
吉備観光 大黒天大坊

日榮

則

武

日

榮

○ 松倉の宿場 (そのや)

松倉の宿場も明治維新となり新政府が樹立され、益々通量は増し、これに伴うて全国的に諸物価の暴騰は著しく、人馬の使役にも影響しきたので明治元年三月に増價令改正の願書を其筋へ提出した。その結果同年4月から翌年3月の一年間暫定的に認可されたが依然として物価の安定は見られず、益々夫の生活は苦しくなる一方なのを更に引継ぐに許可延長になつたのである。その覚書は

覚

一、近年別而通行費其上物価上騰に付人馬雇賃等多分之典内相掛難渡罷在候段
頼出候に付昨辰三月増價令之奉歎頼候處則昨四月より当己四月迄一ヶ年の間六
倍五割増御免被仰付宿方一通相続候處今年に至り候而者益諸色上騰に相成困
窮仕候頼出奉歎頼候處今般駅逕御役折より御附紙を以追而御規則相立諸街衢
共御布告相成候追者元賃錢之上六倍五割増請取之可申段被仰渡候間此段相心得
人馬経立無違滞指出可申者也

明治二年己巳年四月（一八六九）

○ 庭瀬藩の旅費規程について
從庭瀬 東京返旅用 定

一、金桔五両 用意金
一、金參兩或步 旅に被下

一、金四兩或步 川々用心金
一、金參拾六両或步一朱と錢百六文
人足六人但レ西掛或荷 笠籠 一荷

一、金六兩或步ニ朱と錢六拾八文
切棒四人 駕賃錢

一、金六兩或步と錢三百拾四文
若党兩人荷物代但レ老人金三兩ト錢
四百六十指七文

一、金或兩ト錢或百九拾五文 草リ取荷物代
金桔或兩三步

一、金三兩三朱 草リ取一人旅籠代十七泊
上下三人旅籠代十七泊リ一泊一步ヅツ

一、金六兩三步 上下四人十八扈年当代但シ
人一疊唐朱ト钱或分五重

一、金桔兩 若党二人旅被下四人のウジ代
老人一步ヅツ

メ 金桔百拾六両或步三朱と錢七百七拾八文

但シ帰リ用意金除く立帰リハ帰リ旅被下
但シ若党老人御連無之節は旅用金被下の
内にて老人分牛方被下金四兩三步或朱錢
百六拾八文 但シ惣メ金之内にて右牛方
引渡シ
外ニ東京御出立の節は於彼地に渡レ

錢 三拾七貫五百文 人足拾人
呂川道付出し貨

X 上士族

一、金七両 用意金
一、金或兩 旅被下

一、金或兩二步 川々用心金

一、金三兩ト錢或百九拾五文
若党老人荷物代

一、金或步 若党草リ取江兩人ゆうじ代
草リ取荷物代

一、金或步 若党草リ取江兩人ゆうじ代
草リ取荷物代

一、金或步 若党草リ取江兩人ゆうじ代
草リ取荷物代

一一、金或歩 若党 唐人 旅被下

一一、金八兩二步 上下二人十七泊リ旅籠代

一一、金三兩三朱 草リ取十七泊 旅籠代

一一、金五兩唐宋

人一朱十文六分五厘 上下三人十八昼夜年当代唐

メ七拾六兩三步三朱十錢危賈百七拾六文
但シ帰リ用意金除く立帰リの節旅被下
無之外東京出立之節於彼地ニ渡す

錢或拾六貫或百四拾四文

人足七八人品川迄付旅費

中士族

一、金四兩 用意金

一、金危兩或歩川々用心金

一、金或拾四兩唐步三朱十錢六拾八文

人足四人荷物代

一、金或兩十錢或百九拾五文 草リ取 荷物代

一、金危步 右ゆうじ代

一、金四兩唐步十七泊 旅籠代

一、金三兩三朱十七泊 旅籠代

一、金五兩唐步

人足四人荷物代

一、金或兩十錢或百九拾五文 草リ取 荷物代

一、金危步 右ゆうじ代

一、金四兩唐步十七泊 旅籠代

一、金三兩三朱十七泊 旅籠代

一、金危步 右ゆうじ代

一、金九兩或歩三朱

但シ立帰リの節用意金無之

以上

冒頭に東京とあるが、明治二年に名古屋

號籍を朝廷に奉還し、都主京都又は徳川幕

府のあつた江戸へ移し、東京と改められた

一、金危歩 ゆうじ代

但シ立帰リの節用意金無之

以上

旅程にレバ、十七泊リの予定であるから

一日の行程は十里平均の道法リになる。し

庭瀬から東京まで百八十里一七百駄歩まり

の旅程にレバ、十七泊リの予定であるから

宿泊代、食事代、旅籠代、荷物代

費は身分の差によつて十一級の段階に区別

一一、金三兩唐步二朱

上下二人十八昼夜年当代

メ金四拾四兩唐步三朱十錢三百六拾七文
但シ書前ニ准す

外ニ東京出立の節於彼地ニ渡す

錢拾五貫文 但シ草リ取右ニ准す

一、金危兩二步 下士族

一、金危步 用意金

一、金三步 川々用心金

一、金三步 用意金

一、金拾武兩三朱十錢四拾四文

人足二人荷物代

一、金四兩危步十七泊 旅籠代

一、金危步 十八昼夜年当代

メ金或拾危兩危步十錢四拾四文

但シ書前ニ准す

外ニ東京出立ク節人足復前同断

メ仲間御用向にて唐人旅 東京江戸以

節後方

四三

されへいた。ここに供人七八人連此た上士族に屬する人々旅費は總計七拾六兩三

歩ニ朱、危賈百七拾六文となつてゐる。

これを現在の価格に換算すると驚く程

ハル支に百六七十万円程度になる。仲間

「ちゆうげん」と諸外、侍との者の間に召

仕へる由の「」が東京へ出向する旅費でも

概略拾九万円にもなる勘定となる。

しかし現在の交通機関は飛行機、汽車

自動車と著しく発達し、庭瀬駅から汽車

で旅行する場合、所要時間は「」と十三

時間、運賃約五千円。新幹線を利用すれば

約七時間、運賃約七千円を要する。こ

れに年当代ニ食分として三百円を見積り

驚くべき旅費の節約と所要時間の短縮で

東京へ達する便利な脚踏車になつたが限

度、既元た交通網は多量に悲惨な災禍を

招き人命の危険を生じて來た。

しかるかの旅行はこうした交通事故は起

らないが、道中が長いために風雨の外、

思ひや天災にも遭はまた不運の馬子や駕籠屋な旅人の弱さをみて専門な運賃を強要することもあつた。また追罰に襲われ縛にせられたり場合によつては生命を失うことさえある。そこで永い旅に出るものは生死をかけていたので家族は御つて水盃をくみ交わし涙を流して道中の平安を祈つたものである。

家族は旅へ送り出された後では、神棚に供献合掌して道祖の神を祭祀するのである。

「道祖神」(「うはへ鞠墨全書」)に太古中国の黄帝の子に相龍と云う人があつた一つに名は累祖といふ。遠く遊ぶことを好む、ついに旅行の道に祀す。後ちに遠く行くものあらは則ち祖を祭る。故に累祖を以て遠く旅する人の神とあがめ福徳を祈る。故にこれを道祖の神といふ。ある。後ちの在に道中の安全の神として村々の境とか、峠の頂などに讃みやす、ようて文字を刻じて道祖神と刻んだ石碑をたてる習いに至つた。そこで村から旅に出て人を村境まで見送り前途の平安をこの道祖神に祈る所以である。

また、へば近くの駅や自動車の停泊所まで見送り前途の平安をこの道祖神に祈る所以である。

また別の宴を祖道(「うはへ」)もこれから起つたのである。

黄帝といふは姓は玄孫、名は軒轅といふ。四千年に亘る中国の皇帝にしてこの時代にわづかの日常生活に繁る基礎の發展をなしたといわれた。黄帝以前は我國の日本書記と同様に神話的に記述してるので、司馬遷といふ人が正確な史記をつくる上に、この黄帝をその始めとしているのである。北斗の指す處を観測して「ちう」(十干十二支)「甲子」を定めて曆「ニヨミ」を造り、算数をつくり竹を取りて六律六呂(十二律)の音律の基となる管をつくり(管)また銅を鋳つて鼎(かなへ)をつくつた。黄帝はまた大、に武力を用いて國を平定し、支那統一の基礎を建てたのである。

黄帝から十七世四百三十二年にして殷時代になる。この時代がさつと三千年の昔で、複雑な社会に移り變つていくのである。

× 通貨の種類について

種類 一両換算 稀 要

金 貸 貸 金 三朱金	大判 小判 一両 十両			五枚 (六十九枚)	十二倍 (六十九枚)
	銀 (丁銀豆板銀とも)	銀 (丁銀豆板銀とも)	金 貸 貸 金 三朱金		
一分金	四枚	一枚	一分(歩)は一両の1/16にして銀の十五枚にあたる		
八枚	一枚	一枚	一枚は一両の1/16にして一朱は銀の三枚七分五厘にあたる		
百文錢	四千枚	一枚			
二文錢	二千枚	一枚			
一石(二十五石)	四拾枚	一枚			
米					

江戸時代は一両に対し米一石の定標準であつたが、幕末以来豪勢が激しくなり現在(現在一万八千円から三万円位になる)
の金額に換算すれば

慶長小判、大判、元禄小判、享保小判、天保小判、安政小判などがある。含金率によても千がつてゐる。江戸時代の通貨は大体四進法により複雜であるが、現在は重

錢、円の單位による十進法である。

○ 足守川 (その二)

足守川は昔から平素は水量大でなく渡涉する程度であるが、雨期になると水が増し時には堤防が決壊して人畜に被害を及したこともある。天正十年の高松城水攻には羽柴秀吉がその部隊里田官兵衛率高の献策を立てて而期を利用し足守川の流れを堰止め城の周囲に注ぎ百八十町歩の一大湖沼と化せしめたことは有名な話である。

其后この足守川も藩政時代になつて増水の時は通航に利用されたことと、寛政九年(一七八七)の文獻に残つてゐる。しかしこれは一般的の物資の輸送ではなく足守藩が大阪積出しの蔵米に限られたのである。その記録によると

足守藩米輸送書

当領左ノ五ヶ村より近灰ノ内井手浜迄大阪為登米極川大橋川筋續下サ候通航新規ク儀故御渡申入の事

当領大阪為登米近灰村の内井手浜迄人馬にて持出レ候處殊の外價銀多分相掛リ致難済候に付積下げ候得者多分賜手に付き御銘々江抵者共より及御相談候處通船ク致方御相談申候趣き左の通り

一 川筋波戸を擇へ又は中川ヘ止儀材木等を入港切など付候事一向不仕此追り有婆にて通レ申候事

一 仕懸ル以て通航不致大雨の節出水を以て通レ可申候事

一 此度通船に付タ外方より商売荷等積下サ候様に罷處候へば際限無ビ猥に相成候段被仰間至極御最に存候間用水中際出水の節積下サ付此方より見回

八七

人附置き可申候様に通航致レ又は材木筏等下レ候事御見当ノ候ハバ其者の名前所き御札レ此方へ御知ラセ可被候早速多便より請引致レ已後相止メ候様致レ可申候勿論此度及御相談候村々にて蔵米積下サ候歸船に肥等積上サ候儀者御承知ニ候商売荷計リ往來仕候儀者段被仰間以左も積下候船之者鑑札相渡候間御加印可被下候鑑札無之船様ニ通航致間敷候事

一 楠川大橋川東御飲料悪水落ニテ水門底ヘ通航の動にて土砂落干リ候様及御見被成候ハバ早速御知可被下候悪水落故障は勿論の儀下脚御飲料古來よりの通航差

支ニ相成候ハバ其場所据淡某上通航ク儀は新規ニ在之候間早速通相止メ可申事

一 此度通船致候水尾筋大橋川末字半役にて候中洲延灰村ノ内井手浜江見通レに堀割通航致レ沢所悪水落水門底水尾筋と一所に相度うざる棟塙渡通り可致事

一 大橋川筋水尾堀渡へ候土砂水中の少も差置不申左右堤へ各々等分に持場可申尤も堀渡候節は御案内可申候間御見分可被下候事

一 去る安永六酉年当領分より通航御賴み申ニ付御承知の處其后安永九子年右川筋御領新庄下村より壳荷致通航候ニ付板倉宿より差障リ及爭論倉敷御役所にて御糾御座候節決所組の儀は当領通航御得心被成罷在候故引合ニ相成リ数日御召出シ在之へ用多分に相懸リ御迷惑被成候由承知致レ候此度更ニ御説中通航御得心被下候上は萬一己未右脚の引合在之何方脚出張御入用相懸候共沢所御組合御難儀不相成候御相談可申候右ケ係書の通り御約諾の上は少も相違無御座候後証の為め依而連仰一札如件

寛政九年己卯七月

水干法路守領分 (足守藩主)

賀陽郡湯手村窪木村長良村高塚村足守村
右五ヶ村總代 同郡 蓬木村 庄屋 同 太平治
右同 溝手村 庄屋 同 惣次郎

溝手村
庄屋
長良村
老畠源五
門
惣次郎

西
太平
海

鄂口辰之助櫛術修官所

儀平太設

野口辰之助は天領倉敷代官にして寛政

同村
卑反于
庄屋

直平治殿

二年三月廿八年間在仕レ、
植又左衛門ヒ交替レたレ
寛政十年

德芳村
庄屋

左傳次殿

六

文面によると通報の條件として川波が行われていた。現に加賀附近には昔から絶えず渡

主なる遺物である。

○ 道路改修碑

吉備町綴所と高松町新印の境界をなして、川用水路に沿うた町道の傍にある。縱四五丈、横九〇粁の敷地を劃し、その上に長さ一九〇粁の自然石を横たえ、光

表面を平らに削り上部に篆書にて横に「御大典記念」の五字を刻め、その下に楷書にて左の碑文を縦に彫り込めてある。

御大典記念修道碑

元村社御崎神社氏子相謀為

今上陛下御大典記念以元同神社基本財産改修道路昭和三年五月十六日議決
之、今年十二月一日起工、自新屋敷（新印）地蔵堂至南、自納所西北溝至西、自
日烟郷之溝樋至東、總延長二百九十四間（四六七米）、氏子一同日之以無酬、從事
土工、勤勉努力、遂昭和六年二月十五日落成、此經費道路敷地買上代七百四
拾四円、材料代百六拾參円、雜費百六拾五円、合計金千七拾參円也、後此被編
入于町村道、當時氏子新屋敷十九戸、納所二十戸、日烟十四戸、鑄賣珉以于後在云
昭和六年十一月建之

(おゆり) この頃本完

平松直大書

昭和六年十一月建之

吉備局電六三〇八番

難波牧場

支備町
近友

有線
二六一
二番

1

其他一切

中瀨貸衣裳店

吉備町下撫川新町